

「川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）」 について市民の皆様からの御意見を募集します

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき作成する市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

安全で衛生的なトイレ環境の確保など「能登半島地震の課題」、気候変動に伴う風水害対応など「近年の防災を取り巻く状況」等を踏まえ、この度、「震災対策編」及び「風水害対策編」の修正素案を取りまとめました。

つきましては、令和7年12月5日から令和8年1月15日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月15日（木）まで

2 閲覧場所及び配布場所

- (1) 危機管理本部危機管理部計画担当（川崎市役所本庁舎6階）
- (2) 川崎市ホームページ
- (3) 各区役所の市政資料コーナー
- (4) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
- (5) 支所（仮庁舎）・出張所、市民館（本館・分館）、図書館（本館・分館）

3 意見提出方法

題名、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市危機管理本部危機管理部計画担当

(2) FAX

FAX番号 044-200-3972

(3) 川崎市ホームページ

川崎市ホームページのパブリックコメントのページから、専用のフォームを使って送信

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/601/0000182254.html>

4 注意事項

- ・御意見に対する個別の回答はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果を後日ホームページで公表します。
- ・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報、提出された御意見を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に取り扱います。

問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部 飯田

電話 044-200-0561

川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案の概要）



1 川崎市地域防災計画について

- 川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。
- 川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し事業を行うにあたっての指針であり、次の各編で構成されています。

震災対策編

風水害対策編

都市災害対策編

地区防災計画編

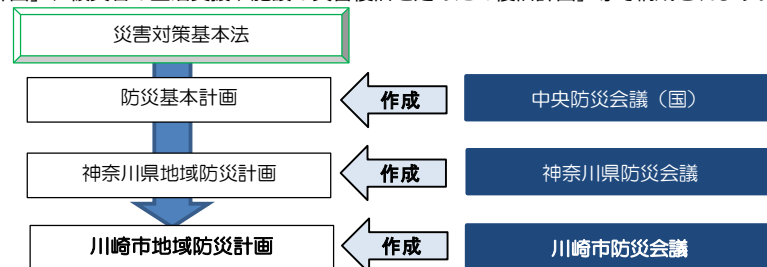
資料編

参考 これまでの修正

- ・令和7年3月 震災対策編の修正、地区防災計画編の新設
能登半島地震の課題を踏まえた支援物資受援体制の見直し等に伴う修正
地区防災計画の策定に伴う地区防災計画編の新設
- ・令和4年3月 風水害対策編の修正
災害対策基本法等の改正に伴う修正（避難情報の修正、災害時個別避難計画の作成等）
- ・令和2年6月 風水害対策編の修正
令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえた修正等
- ・令和2年3月 震災対策編・風水害対策編の修正
救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等

2 川崎市地域防災計画の体系及び構成

- 川崎市地域防災計画は、国の防災基本計画に基づき作成する神奈川県地域防災計画等と整合を有する計画で、災害発生の未然防止や被害の軽減を目的とした「予防計画」、初動体制や情報通信体制等を定めた「初動対策計画」、災害発生から応急対策の終了に至るまでの対応を定めた「応急対策計画」、被災者の生活支援や施設の災害復旧を定めた「復旧計画」等で構成されます。



主な構成	主な内容
予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
初動対策計画	初動体制や、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応急対策計画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
復旧計画※	被災者の生活支援、公共施設の災害復旧等について定める。
南海トラフ地震に係る対応（震災対策編のみ）	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に市及び防災関係機関等が行う対応等について定める。

※ 震災対策編については、復旧計画に加え、復興体制についても規定

3 今年度の主な修正事項

- 安全で衛生的なトイレ環境の確保など「**能登半島地震の課題**」、気候変動に伴う風水害対応など「**近年の防災を取り巻く状況**」、被災者に対する福祉的支援の充実など「**災害対策基本法等の改正**」を踏まえ、今年度は、「**震災対策編**」及び「**風水害対策編**」の修正を行います。
- 地域防災計画の修正にあたり、各区の自主防災組織への訪問を順次実施し、地域からの御意見を聴取するとともに、防災対策検討委員会において学識者の専門的な知見を伺い、修正素案をとりまとめました。



地域との連携による支援物資輸送訓練の様子

（1）能登半島地震の課題を踏まえた修正

① 安全で衛生的なトイレ環境の確保について〔震災対策編・風水害対策編〕

能登半島地震や過去の大規模災害においても課題となった災害時のトイレ対策について、避難所等へのマンホールトイレの整備など、安全で衛生的なトイレ環境の確保に向けた基本的な考え方などを追加します。



マンホールトイレの使用状況（熊本市）



東日本大震災で使用されたマンホールトイレ（宮城県東松島市）

（出典：国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（2025年版）」から抜粋）

- ※ 能登半島地震において、災害時要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティの方など）への配慮について課題が生じたため、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努めることを総則部分に追加します。

川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案の概要）



3 主な修正事項（つづき）

（2）近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正

- ① 近年の気候変動に伴う風水害対応について〔風水害対策編〕
局地的な短時間での降雨による浸水被害の発生など、これまでの予想を超える風水害が発生している状況を踏まえ、次の内容を追加します。

ア 被害情報等の迅速な集約など総合防災情報システムの効果的な活用

避難所の情報収集、避難情報の発令などのこれまでの活用に加え、短時間で急激に変化する降雨など、事前の気象予測が困難な場合における被害情報等の迅速な集約及び全体像の把握等への活用

イ 市民への適切な避難行動の啓発

ハザードマップによる地域の浸水リスクの確認など、発災時の状況に応じた適切な避難行動の啓発



令和7年9月の大雨時の状況

- ② 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について〔震災対策編〕

本年3月に公表された国の南海トラフ地震被害想定や本年8月に改訂されたガイドラインの内容を踏まえ、臨時情報発表時の対応（備えや催事の考え方）について、具体化します。

- ③ 津波避難計画の地域防災計画への統合について〔震災対策編〕

能登半島地震やカムチャツカ半島付近の地震による津波の発生など、津波避難対策は本市の防災対策においても重要な位置付けとなっています。

このため、より多くの方に津波避難対策を知っていただき、被害の軽減につなげるため、これまで個別計画として位置付けてきた「津波避難計画」を、上位計画である地域防災計画に統合することとします。



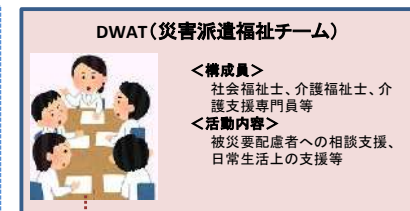
本市における津波対策の概念図

- ④ 国の富士山噴火の降灰対策ガイドラインの公表に伴う降灰対策について〔風水害対策編〕
富士山噴火を想定したこれまでの情報収集体制や他自治体との連携体制の構築等の取組に加え、除灰作業や応急対策などを現場で行う職員等の健康被害防止に向けた備蓄品の確保や市民啓発について追加します。

（3）災害対策基本法等の改正による修正

- ① 被災者に対する福祉的支援等の充実について〔震災対策編・風水害対策編〕

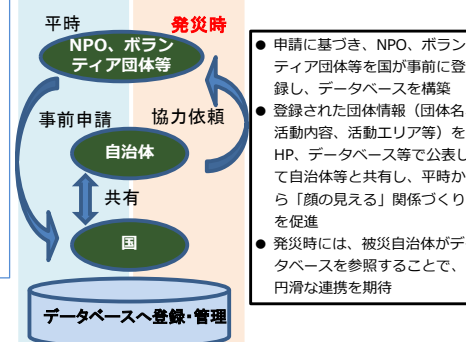
災害対策基本法及び災害救助法の一部改正により、これまで対象外であった在宅などで避難生活をしている高齢者や障害者の相談対応など「福祉サービス」の提供が新たに救助対象項目に追加されるとともに、福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣範囲が拡充されたことによる修正を行います。



派遣、活動	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所		
在宅・車中泊	(法改正)	(ガイドライン改訂)

- ② 「被災者援護協力団体」の登録制度の活用について〔震災対策編・風水害対策編〕

災害対策基本法及び災害救助法の一部改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等の国の登録制度が創設され、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることが可能になったことを受け、登録制度の活用について追加します。



（4）その他

神奈川県地域防災計画との整合や、市の組織改正などに伴う時点修正を行います。

参考 今後の予定

令和7(2025)年11月20日	総務委員会 所管事務報告(修正素案の報告)
12月5日	パブリックコメント手続(令和8年1月15日まで実施)
令和8(2026)年2月	危機管理推進会議
3月	総務委員会 所管事務報告(パブリックコメントの実施結果及び修正案の報告)
	川崎市防災会議(計画の決定)
	計画公表、議会机上配布、報道発表

川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編 (修正素案)の意見募集について

1 意見の募集期間

令和7(2025)年12月5日(金)から令和8(2026)年1月15日(木)まで

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、8時30分から正午まで、13時から17時15分までの時間帯でお持ちください。

2 閲覧資料

資料1 「川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編(修正素案の概要)」

資料2 「川崎市地域防災計画 震災対策編(修正素案)新旧対照表」

資料3 「川崎市地域防災計画 震災対策編(修正素案)本編」

資料4 「川崎市地域防災計画 風水害対策編(修正素案)新旧対照表」

資料5 「川崎市地域防災計画 風水害対策編(修正素案)本編」

3 閲覧場所

・危機管理本部危機管理部計画担当(川崎市役所本庁舎6階)

・川崎市ホームページ

・各区役所の市政資料コーナー

・かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階)

・支所(坂倉舎)、出張所

・市民館(本館・分館)

・図書館(本館・分館)

※ 閲覧場所の開庁・開館時間は各ホームページをご確認ください。

4 意見提出方法

①郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市危機管理本部危機管理部計画担当

②持参 川崎市危機管理本部危機管理部計画担当(川崎市役所本庁舎6階)

③FAX 044-200-3972

④川崎市ホームページ

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントのページから専用のフォームを使って送信してください。



川崎市HP

5 注意事項

・意見書の様式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及びその代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

・電話や来庁による口頭での意見等は受け付けておりませんのでご了承ください。

・ご意見に対する個別の回答はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

・記載いただきました個人情報、提出されたご意見を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に取り扱います。

6 問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部計画担当

電話: 044-200-0452 FAX: 044-200-3972

たくさんのご意見をお待ちしていますニャビ!



ニャビ先生

川崎市地域防災計画 について、
皆様のご意見をお聞かせください

意見募集期間: 令和7(2025)年12月5日(金)から

令和8(2026)年1月15日(木)まで



防災マスター(見習い)
マナビー

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき作成する市の防災対策の骨格(基本計画)となるものです。

今年度は、安全で衛生的なトイレ環境の確保など「能登半島地震の課題」、気候変動に伴う風水害対応など「近年の防災を取り巻く状況」などを踏まえ、「震災対策編」及び「風水害対策編」の修正を行います。

より効果的な取組となるよう、
皆様のご意見をお聞かせください。

本リーフレットは抜粋版ですので、
是非、本編等もご覧ください。

川崎市 パブリックコメント



川崎市HP

川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）の主な内容

川崎市地域防災計画とは
川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、「震災対策編」、「風水害対策編」、「都市災害対策編」、「地区防災計画編」及び「資料編」で構成されています。

安全で衛生的なトイレ環境の確保など「能登半島地震の課題」、気候変動に伴う風水害対応など「近年の防災を取り巻く状況」、被災者に対する福祉的支援の充実など「災害対策基本法等の改正」を踏まえ、今年度は、「震災対策編」及び「風水害対策編」の修正を行います。



地域との連携による支援物資輸送訓練の様子

修正項目 1 能登半島地震の課題を踏まえた修正

取組① 安全で衛生的なトイレ環境の確保について【震災対策編・風水害対策編】

能登半島地震や過去の大規模災害においても課題となった災害時のトイレ対策について、避難所等へのマンホールトイレの整備など、安全で衛生的なトイレ環境の確保に向けた基本的な考え方などを追加します。



マンホールトイレの使用状況（熊本市）



東日本大震災で使用されたマンホールトイレ（宮城県東松島市）
（写真上、写真下 出典：国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（2025年版）」から抜粋）

※ 能登半島地震において、災害時要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティの方など）への配慮について課題が生じたため、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努めることを総則部分に追加します。

修正項目 2 近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正

取組① 近年の気候変動に伴う風水害対応について【風水害対策編】

局地的な短時間での降雨による浸水被害の発生など、これまでの予想を超える風水害が発生している状況を踏まえ、次の内容を追加します。

- ア 被害情報等の迅速な集約など総合防災情報システムの効果的な活用
短時間で急激に変化する降雨など、事前の気象予測が困難な場合における被害情報等の迅速な集約及び全体像の把握等への活用
- イ 市民への適切な避難行動の啓発
ハザードマップによる地域の浸水リスクの確認など、発災時の状況に応じた適切な避難行動の啓発



令和7年9月の大雨時の状況

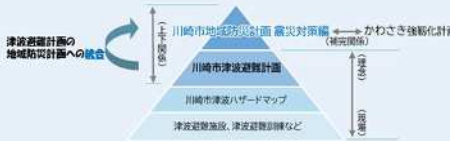
修正項目 2 近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正

取組② 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について【震災対策編】

本年3月に公表された国の南海トラフ地震被害想定や本年8月に改訂されたガイドラインの内容を踏まえ、臨時情報発表時の対応（備えや催事の考え方）について、具体化します。

取組③ 津波避難計画の地域防災計画への統合について【震災対策編】

カムチャツカ半島付近の地震による津波の発生など、津波避難対策は本市の防災対策においても重要な位置付けとなっており、より多くの方に津波避難対策を知っていただき、被害の軽減につなげるため、「津波避難計画」を、上位計画である地域防災計画に統合します。



本市における津波対策の概念図

取組④ 国の富士山噴火の降灰対策ガイドラインの公表に伴う降灰対策について【風水害対策編】

富士山噴火を想定したこれまでの情報収集体制や他自治体との連携体制の構築等の取組に加え、除灰作業や応急対策などを現場で行う職員等の健康被害防止に向けた備蓄品の確保や市民啓発について追加します。

修正項目 3 災害対策基本法等の改正による修正

取組① 被災者に対する福祉的支援等の充実について【震災対策編・風水害対策編】

これまで対象外であった在宅などで避難生活をしている高齢者や障害者の相談対応など「福祉サービス」の提供が新たに救助対象項目に追加されるとともに、DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣範囲が拡充されたことによる修正を行います。

DWAT（災害派遣福祉チーム）		
		
<構成員> 社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員等		
<活動内容> 被災要配慮者への相談支援、 日常生活上の支援等		
派遣、活動	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所		
在宅・車中泊	(法改正)	(ガイドライン改訂)

取組② 「被災者援護協力団体」の登録制度の活用について【震災対策編・風水害対策編】

避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等の国の登録制度が創設され、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることが可能になったことを受け、登録制度の活用について追加します。

その他、神奈川県地域防災計画との整合や、市の組織改正などに伴う時点修正を行います。